



広報

横芝

横芝町の人口と世帯

〈3月1日現在〉

人口	13,681 (+26)
男	6,636 (+8)
女	7,045 (+18)
世帯数	3,488 (+2)
() 内は前月比	

二十一億の大形予算

町造りの基本重点に

昭和五十二年度の一般会計及び特別会計予算は三月七日から開催された定例町議会(会期九日)に上程され、原案どおり可決されました。

一般会計予算では、横芝中学校及び横芝小学校の防音事業、町道の舗装整備事業等をもりこみ十七億五千万円、国保会計で三億六千三百万円が計上され、町会計総額で二十一億一千三百万円の大形予算となりました。

大形予算を議会に提出した佐瀬町長は就任二度目の予算編成に当って次のような所信と施策をのべております。

長期を展望した 施策中心に編成

私が町長に就任致し、町政を担当致しましてより、爾来、二年の歳月を迎えようとしております。この二年間は、国も地方自治体も深まる財政危機の中で厳しい日々を連続でした。

昭和五十二年度におきましても更に低成長時代に突入致し、地方自治体の財政状況は、尚一段と厳しさが予想されますが、町民本位の自治振興のため、更に姿勢を正し懸命の努力を致したい所存でございます。

中央に於てはロッキード事件、地方に於ても各種のいまわしい汚職事件が続発しております。しかし、我が横芝町からは断じてかかる事件の発生絶無を期し、新年度

に臨む所存でございます。

扱て、最近に於ける我が国の経済

状況勢をみますと、昭和四十八年秋のオイルショック以来とられた総需要抑制策の行き過ぎから不況とインフレが更に進行し、景気の冷えすぎから所得の減少、個人消費の沈滞、雇用不安、鉱工業生産や設備投資の急激な落ち込みなどから財政政策による景気浮揚策も急速な効果があらわれず、昭和五十二年度の国家予算もインフレなき繁栄への道程を探りながら赤字公債の大量発行による景気浮揚策をとっております。

この様なインフレと不況共存の経済状況下における当町の新年度予算編成にあたりまして、新たに昭和五十六年を目標として新五ヶ年計画を樹立致し、長期展望にたつた町造りの基本計画である産業振興策、教育施設の整備、生活環

境整備、住民の福祉向上策を重点施策として編成致しました。

本年度予算総額は、十七億五千万円で昨年の当初予算は九億八千万円であり、決算見込み十二億五千六百万円と比較致しますと三九・三%増でございます。

収入財源の主たるものを申し上げますと、税収三億三千万円(五十一%増)、地方交付税四億三千万円(同十一%増)、国庫補助金四億七千万円、地方債一億二千九百万円、の四種で十三億七千万円となり収入財源全体の八〇%を占めて居ります。

歳出面に於ける主たるものを申し上げますと、人件費四億二千七百万円、前年に比較しますと五千万円増加で全歳出の二四・四%を占めて居ります。騒音対策による学校防音施設の整備費五億二千二百万円、全支出の三〇%を占めて居りますが、うち公園、文教補助三億七千八百万円を見込んでおり、差引き一億四千四百万円が町単独負担であります。

産業振興対策としては空港騒音対策事業としての裏側農業振興として成田用水土地改良区に基づく事業の推進と新島地区農業構造改善事業を柱として園芸・畜産の振興、農業振興会を主とした農政の拡充を重点に予算の投入を致しました。特に、空港裏側対策の一関

として大規模農道の整備を計画致し関係部落との連繋を密に致し、初年度として対策費を計上し計画路線を決定致したい所存であります。亦、住民生活環境の整備事業として生活道路、排水路整備費に苦しい町財政の中から六千二百万円を投入致しました。特に栗山分譲地地先の三号排水路整備のため調査設計費を計上し国の事業認可に入ります。また、懸案の古川本町地先の常習災害地帯に対する排水については、善新堂製本KK敷地の分譲計画に伴い併用計画を検討中であります。以上の計画は、根本的な下水道整備ではありませんが住民の要望の一端を解決致したい所存であります。

亦、永い間の懸案でありました給食センターの汚水処理問題も本年度二千万円の事業費により完全浄化施設を整備致し地域関係住民に迷惑のからぬよう致したい所存であります。

最後に住民福祉の向上については、弱者救済をモットーに母子家庭(八八世帯)の生活上、老人福祉の問題、児童遊園地(七カ所)の整備拡充、上堺保育所の定員増に伴う増築整備等を実施する所存であります。その他、東陽病院問題、広域行政組合関係、水道問題大総工業団地跡地の問題等についてはその都度所信を述べたいと存じます。



横中校舎の防音など

当初予算で計上

二月定例会で新年度予算ならびに、五十一年度の補正予算や条例の一部改正などが行われました。その主なものは次のとおりです。

▽特別職の職員で非常勤のもの 報酬及び費用弁償を改正

町長の諮問機関の委員に対する報酬が三千円から三千三百円に引き上げられました。その他、各委員会等の報酬が次のとおり改正されました。◇選挙管理委員会委員長一六、五〇〇円(月額) 委員一四、一〇〇円(月額) ◇教育委員会委員長一六、五〇〇円(月額) 委員一四、一〇〇円(月額) ◇農業委員会会長一八、〇〇〇円(月額) 委員一五、〇〇〇円(月額) ◇監査委員・知識経験委員一六、五〇〇円(月額) 議会選出委員一四、一〇〇円(月額) ◇固定資産評価

審査委員三、八〇〇円(月額)

◇投票管理者四、五〇〇円(日額) ◇開票管理者四、五〇〇円(日額) ◇選挙長四、五〇〇円(日額) ◇投票立合人三、五〇〇円(日額) ◇開票立合人三、五〇〇円(日額) ◇選挙立合人三、五〇〇円(日額) ◇町医五六、〇〇〇円(年額) ◇校医五六、〇〇〇円(年額) ◇歯科校医五六、〇〇〇円(年額) ◇学校薬剤師二、〇〇〇円(年額) ◇特別総務員二、〇〇〇円(年額) ◇地区総務員・年額基本報酬担当戸数五〇戸未満一、〇〇〇円、同五〇戸以上一三、〇〇〇円及び担当戸数一戸につき一、〇〇〇円、◇納税組合長・年額基本報酬担当戸数四〇戸未満一、〇〇〇円、同四〇戸以上一三、〇〇〇円及び組合内納税義務者一人につき五〇〇円。

表彰

三月三十一日付で退職した押尾光雄氏(税務課長)は、三十年の永きに亘り住民の公僕として、職務に精励され町政振展に尽された功績により町長から表彰状と記念品が贈られました。

住民票など

百円に値上げ

町の発行する諸証明や公簿・公文書等の関らん手数料などの額が

次のように改正されました。証明一件につき百円(七十円) 公簿・公文書の謄本・抄本・図面の謄写・関らん又は照合並びに住民票及び戸籍附票の謄本・抄本又は記載事項についての謄写は一件につき百円(七十円)。

住民票の関らんについては、二十世帯を一件として、二十世帯を超えるときは二十世帯を増すごとに五十円(三十円)が加算されます。また、土地の証明・謄写・関らんについては十筆、建物は一構を一件とし、土地については十筆を超えるときは十筆まで増すごとに五十円(三十円)が加算されます。

▽横芝町消防団条例の一部を改正する条例制定

消防団員に支給する給与の額が次のように定められました。◇団長七万円、◇副団長五万円 ◇分団長三万五千元、◇副分団長二万五千元、◇部長二万円、◇副部長一万四千元、◇班長八千元、◇団員六千元。

▽国民年金印紙購入基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例制定

国民年金印紙の前買のために準備されている印紙購入基金の額が年金保険料の引上げに伴って不足するため現行の二百万円を三百万円に引上げるもの。

▽横芝町交通遺児に手当を支給する条例の一部を改正する条例制定

交通遺児を養育する者に対して支給される交通遺児手当の額が三千元から五千元に引上げられました。

公民館使用料改正

公民館維持費の増加に伴って、四十七年から据置いてきた使用料が次表のとおり改正されました。

施設 の名称	時間 区分	
	午前八時三十分から午後五時 まで	午後五時から午後九時 まで
第一会議室	一時間につき	一時間につき
第二会議室	一五〇円	一八〇円
学習室	一五〇円	一八〇円
視聴覚室	一五〇円	一八〇円
第一和室	一五〇円	一八〇円
第二和室	一五〇円	一八〇円
調理実習室	三〇〇円	三六〇円
講堂	五〇〇円	六〇〇円

▽昭和五十一年度横芝町一般会計補正予算の議定について

歳入歳出にそれぞれ八千三百八十八万七千円を追加し、総額十二億二千九百六十七万二千元とするもので、町税・地方交付税等を主な財源として、財政調整基金積立

金、山武都市広域水道企業団負担金(消火栓等)栗山地先の分譲地買戻し経費等本年度最後の所要経費の追加更正が行われました。

▽五十二年度横芝町一般会計予算の議定について

新年度の一般会計予算は総額で

十七億五千万円となり、前年当初と比べ七億六千八百七十万円の増加となりました。

この中で今年度の主な建設事業は、横芝中学校校舎防音改造改築及び増築事業(三億一千八百五十八万五千元)、横芝小学校校舎防音改造事業(二億三百八十四万五千元)、町道舗装事業(四千四百四十万円)、学校給食センター浄化槽設備事業(二千万円)、消防施設整備事業(五百三十万円)、青年館建設事業(五百万円)、排水整備事業(二百四十万円)、役場書庫建設事業(一千二百万円)。

▽昭和五十一年度横芝町国民健康保険特別会計予算議定について 国保会計予算の八十四%を占める療養費について、年度内一回の改正を想定し、十%程度増額、これによる歳入財源は、国・県補助金の増加の外、収収面の自然増分が見込まれており、予算総額では前年を三千万円上まわり三億六千三百万円となっております。

自衛官募集



若い力をささぐる

詳細は役場総務課まで

五月六日は福祉年金受給日

受給済みの証書は

役場でお預りします

五月六日は福祉年金の受給日です。また、この月は、福祉年金受給者にとって年一回の所得状況届けをする月でもあります。

金を受給する方は、五月分の年金を受給後、役場の住民課に年金証書の提出をして下さい。

これは、無拠出(保険料を納めないで年金が受けられる)の年金受給者が対象であり、お預りした証書に決定された新しい年金額を記入いたしますので、提出するまで年金の支払いが停止されます。

従って、五月六日に郵便局へおいでになれなかつた方は、お手数でも役場住民課まで年金証書をお届けいただくこととなります。

役場の国民年金係りでは、例年どおり担当職員が五月六日の受給日には町内の各郵便局へ出向き年金証書をお預りいたします。この際、年金証書とひきかえに保管証をおわたしいたしますので次の支払い期まで大切に保管して下さい。

武地方出張所)、布施昌一(日向小)(横芝中)土屋弘明(大総小)伊藤英昭(八日市場一中)、小林秀夫(銚子三中)、鈴木玲(成東中)

異 動

新年度を迎え学校職員、役場職員員の異動が次の通り行われました。

学 校

転入(大総小)○寺口一郎(横芝小)、加瀬好子(上堺小)、宇井啓子(佐倉一小)(横芝小)平山芳子(芝山小)、藤平富美(蓮沼小)、福岡コウ(東陽小)、秋葉重一(睦岡小)、大明正幸(銚子八中)(上堺小)◎藤代弘一(山中)

役 場

▽税務課長川島忠(建設課長)

▽建設課長片山輝夫(公民館長)

▽給食センター所長江嶋淑郎(税務課主幹)▽公民館長越川六郎

(給食センター所長)▽教育委員会主幹石橋照代(教育委員会主事)

▽税務課長補佐吉田幸雄(徴収係長)▽教育委員会主事市原昌子

(教育委員会主事)▽税務課賦課係長秋鹿稔(山武水道企業団派遣)

▽企画課主事林英次(行政組合派遣)▽福祉保健課主事岩沢正美

(教育委員会主事)▽建設課林豊子(保育所)▽教育委員会主事浅野敏子(保育所)▽大総保育所長

内田愛(同保母)▽横芝第一保育所長古市栄子(大総保育所長)

▽横芝第二保育所長 伊藤美恵子(同第一保育所長)▽上堺保育所

長菱木光枝(横芝第二保育所長)▽大総保育所保母掛川友代(横芝

第一保育所保母)▽横芝第一保育所保母宇野喜美子(同第二保育所

保母)▽同所保母吉田紀子(上堺保育所保母)▽同第二保育所保母

藤田あさよ(横芝第一保育所保母)▽上堺保育所保母並木みどり(同

第二保育所保母)▽横芝第二保育所保母舩ノ内啓子(上堺保育所保

母)▽上堺保育所保母三枝幸江(上堺保育所長)新採用▽横芝第

一保育所保母高壱葉子▽同第二保育所保母早川恵子▽上堺保育所保

母椎名早苗、退職 税務課長押尾

光雄

自動車税の

お知らせ

自動車税及び自動車取得税に関する事務は、従来一部の事務を支庁、県税事務所で行っていましたが、本年度から、すべて千葉県自動車税事務所で行うこととなりました。

自動車税及び自動車取得税についてのお問い合わせは、千葉県自動車税事務所

千葉市新港一九九 電話 ○四七二一四三一二七二一へ。

なお、自動車税納税証明書交付事務については、従来どおり、オンラインシステムによって最寄りの支庁・県税事務所で行っていただきますので御利用下さい。

●五月は、自動車税の納期です。納税は、五月三十一日までに納税通知書により、最寄りの金融機関で済ませましょう。

ハンコの歴史

最近では銀行などでも、ハンコでなくサインでもOKというところが増えてはきたが、官公署や一般社会ではまだまだハンコの信用度

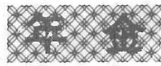
が高い。日本はハンコの国といわれているくらいである。諸説をまとめると、日本のハンコは中国から伝わってきた。一世紀くらいの頃らしい。日本書紀に「天皇の璽(じ)」と書かれているところから、その当時にはもう日本にハンコがあったことが分かる。

日本では文武天皇の大宝元年(七〇一年)につくられた大宝令の公式令(くじきりょう)には、官・公印についての定めがあり、まず役所に用いられるものだったが、奈良時代に入って、許可された場合に私印が使えるようになったようだ。江戸時代になると、大衆の間にも広く使われ、庶民のためのハンコ屋さんの元祖は、京都の三条あたりに住んでいたとのこと。明治になるまでは現在のようにならずに朱印でなく、ほとんど黒印であったらしい。



街を自然を美しく
吸いがらの投げ捨てはやめましょう。

Smokin Clean



五十一年度分の保険料 四月三十日まで納付を

国民年金の保険料は年四回にわけて納めることになっており、五月十一日以前から本年三月までの保険料について未納のある方は、四月三十日までに必らず、役場収入役室又は銀行、農協へ納めるようにして下さい。

この四月を過ぎますと、納めるのに大変手数がかる他納期限を二年以上経過すると納めたくても納められなくなり、老齢年金を受給するのに必要な最低納付期間

生 年 月 日	期 間
大正 五年四月一日以前	一〇年
〃 六年四月一日以前	一一年
〃 七年四月一日以前	一二年
〃 八年四月一日以前	一三年
〃 九年四月一日以前	一四年
〃 一〇年四月一日以前	一五年
〃 一一年四月一日以前	一六年
〃 一二年四月一日以前	一七年
〃 一三年四月一日以前	一八年
〃 一四年四月一日以前	一九年
昭和 一五年四月一日以前	二〇年
〃 一六年四月一日以前	二一年
〃 一七年四月一日以前	二二年
〃 一八年四月一日以前	二三年
〃 一九年四月一日以前	二四年

備品製造業二、五五〇円、出版・印刷・同関連産業二、四八五円、塗料製造業三、一六五円、窯業・土石製品製造業二、六三〇円、機械金属製品等製造業及び自動車整備業二、六二八円、卸売業二、五三〇円、小売業二、三五〇円)の最低賃金が決定されています。

くわしいお問い合わせは、千葉労働基準局賃金課(電0472616880)

事故の多いのは

四〜五月

毎年行楽期になると、開放感による油断や過労のため、交通事故が増えています。

最低賃金

一、一八〇円

千葉県内で働いている全労働者に適用される千葉県最低賃金は、日給二、一八〇円(一時間二七三円)に改正されました。この千葉県最低賃金は、パートタイマー、アルバイト、臨時工などすべての労働者に適用され、県内の事業主はこれより低い賃金を支払うことはできません。

このほか、八業種(食料品製造業二、四五〇円、繊維産業二、三六八円、木材・木製品・家具・装

〈運転時の注意〉
無理な追越し、スピードの出過ぎなど無謀な運転をしない。
飲酒運転を絶対にしてない。

行楽期の

犯罪予防

春の訪れとともに、催し物やドライブなど、家を留守にする機会が多くなります。これにともない、家人の留守をねらう空き巣などドロボウが増えます。
楽しく春をすごすため、"わが家"の安全に心がけましょう。
〈戸締りを確実に〉
○玄関や勝手口などの出入口・窓に鍵をかける。
○主錠のほかに補助錠も取りつける。

〈留守の頼みあい〉
○出かける前に、近くの人に留守宅の見まわりや配達物の受け取りを頼んでおく。
○一見して留守宅とわからない工夫をする。

〈防犯の相談は〉
盗難を防ぐ錠前やさらに効果のある防犯ベルを取りつけるなどに関することは、もよりの警察署、派出所、駐在所に相談してください。

催物案内

会場 県立美術館
◎第一期常設展 房総の美術家たち(1)
会期四月十日〜六月十二日、入場料 無料、美術館が収蔵する房総関係美術家十人の作品を作家ごとのコーナーで展示することにより近代房総美術の美術家群像を紹介、併せて新収蔵作品を公開します。百五十点展示

◎特別展「海と湖沼展」有料
会期六月二十一日〜七月二十四日、本展では、房総の海・湖沼を中心に日本の海・湖沼を描いた日本画・洋画八十点と、房総を訪れた画家に関する資料五十余点を展示します。

◎美術普及教室の開設
昨年からの絵画実技講座など、つくる活動を始めましたが、本年度は、さらにかたる活動を積極的に展開することにしました。その一つが美術普及室の設置で、ここでは美術参考資料の展示、美術図書雑誌、目録等の自由閲覧による情報提供等を考えています。

◎開館時間 午前九時〜午後四時三十分 ◎休館日 月曜日休館

◎交通 国鉄千葉駅前バス停③④番から「千葉市役所行」終点下車徒歩十分。



不備な点は必ず整備しておく。

横芝の碑

(その五十四)

善女の信仰を集める石仏

姥山三十三所観音

姥山地区ではお産で死んだ人がいない、ということ。八十才位になる人に聞いて見しても、私等のおふくろがそう言っていたから随分昔からだろう」と言っています。それは、姥山に古くから祭られている三十三所観音の霊験だと伝えられています。

姥山地区青年館のすぐ近くに放光院という寺があります。今は境内が遊園地になっていたり、お堂も集会所風で、昔の面影は残っていませんが、周囲の石塔等は、何となく昔を語っている様です。

扱て、姥山三十三所観音は、この寺の裏山にあつて、毎年、春四月ともなりますと、参詣巡礼の善男善女が沢山訪れ、謂所観音詣りの行列が続いたそうです。姥山の人々は、寺の境内に筵等を敷き、煮粥や、握飯、漬物等を持ちよつてもてなし、また、巡拝路の手入れ等も行っていたそうです。これは、総て女の人達の仕事として引つがれてきましたが、其後いろいろな事情から、次第に参詣者も少なくなり、接待の風習も何時か途絶えて終わりました。しかし、巡拝

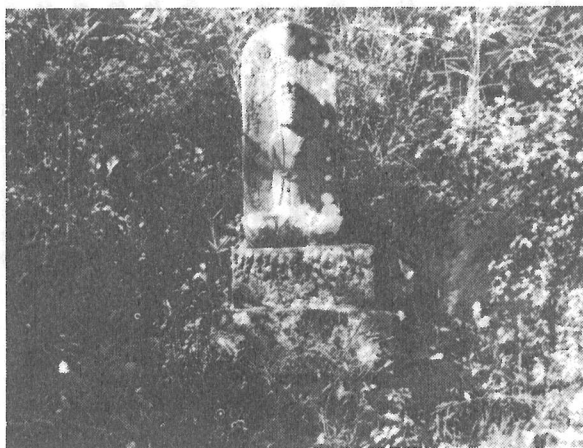
路や石仏の手入れは、今でも残っていて、毎年、春秋のお彼岸頃には、誰からともなく誘い合った女の人達が集り、参詣路の手入れや石仏の周辺の草や笹等を刈ったり、倒れかけている石仏を建て直したりしている、ということ。この作業には、一軒の家で、一番新しい主婦が参加する慣習で、新しい主婦が出来るまでは、六十才でも七十才でも参加する、という話です。

放光院の裏山の急坂を上りますと、細い山路が二つに岐れます。

これを左に曲りますと、其処に建っているのが一番観音です。これから羊腸の小路が山合を縫う様に続き、その路傍に三十三体の観音像が点在しているのです。

三十三所観音は、華山天皇が退位された寛和二年(九八六)に僧仏眼の勧請によつて西国三十三所の観音霊迹を巡礼されたのが始めである、と伝えられています。その後、阪東周辺、秩父、他にも三十三所観音霊場が開基されましたが、主として前記の三所を、俗に百観音と称しています。江戸時

代になってから、秩父三十三観音は一寺を加えて三十四所観音として、実数百観音に合せたのだそう。その後、更にこの主霊場を写した三十三所観音が各所に創建されました。古老の話によりますと、芝山観音教寺の三十三所観音は、姥山の観音様に詣つた信者が「芝山にも」と話し合つて建てたものだ、ということ。芝山の三十三所観音の創設は大正年間であり、姥山の三十三所観音に刻まれている宝暦年間(一七五二―一七六四)に比べて遙かに新しいことや、寄進者の中に同じ地域の人があること等を考え合せますと、古老の話が領ける様に思われます。姥山三十三所観音の開基の時代



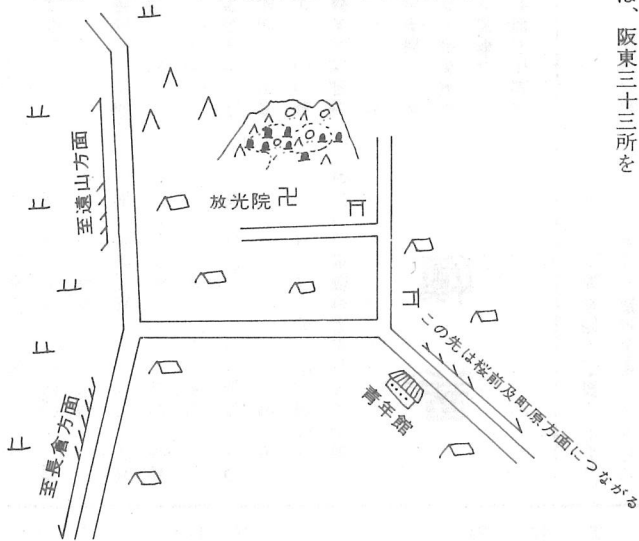
は詳かではありませんが、前述してあります通り、石像に刻まれている年号に、宝暦(一七五二―一七六四)・天明(一七八一―一七八九)とありますし、又寄進者の住所も、長倉村、遠山村、深草村、川崎村、米倉村等とありますので、少くとも二百二十年より前の開基であり、しかも、相当遠い所にも信者が居たことが推察できます。尚、姥山村については、総て当村と表現されていますので、姥山の人達の先達で勧進創設されたことも窺われます。

写真は、三十三所観音の一基で観音立像と、先祖代々 当村四郎兵衛等と刻まれています。芝山の三十三所観音は、阪東三十三所を模した寺名が刻まれています。この三十三所観音には寺院名が刻まれていません。それでも、古老の話もあり、阪東三十三所観音の中には、東京の浅草寺、日光の中善寺、香取郡の竜正院(二十八番)海上郡の円福寺(二十七番)等、身近の寺が多いので、阪東三十三所観音を写したものと考えてよいのではないのでしょうか。

本稿取材に当り、姥山区長伊藤勝衛氏御一家等の御協力を戴きました。尚、戴いた資料の中、紙面の都合で一部を割愛させて頂きました。お詫びを兼ねお断り致します。

(町文化財審議会委員
小沢春光氏寄稿)

姥山三十三所観音霊場案内略図



四月から新料金で

山武の水道料金

上水道に加入する場合は、加入申込みをされるとともに加入金及び工事費を負担しなくてはなりません。また、実際に給水が開始され

口径別基本料金・従量料金

口径	基本料金(二月につき)	使用料	従量料金	加入金
一三ミリ	三立方分米	五百円	百六十五円 (二立方分米につき)	一〇万円
二〇ミリ	三立方分米	千三百円		二七万円
二五ミリ	三立方分米	二千三百円	七〇万円	四六万円
三〇ミリ	三立方分米	三千五百円	一四〇万円	七〇万円
四〇ミリ	三立方分米	七千円	二五〇万円	一四〇万円
五〇ミリ	三立方分米	一万二千五百円	六七〇万円	二五〇万円
七五ミリ	三立方分米	三万三千五百円	一、四〇〇万円	六七〇万円
一〇〇ミリ	三立方分米	七万円	二、八〇〇万円	一、四〇〇万円
一五〇ミリ	三立方分米	十四万円	企業長が定める額	
二〇〇ミリ	三立方分米	二十一万五千円		
二五〇ミリ	三立方分米	三十六万五千円		

ますと月々基本料金に水の使用料金(従量料金)を加算して納めていただくこととなります。

これらの料金は、山武水道企業団給水条例により定められております。この料金改正が三月の企業団議会で行われ、五十二年四月一日から新料金が適用されます。

希望口径十三(一般家庭用)で加入をした場合は、加入金十万円(旧料金四万円)に工事費を加算した料金になります。

また、一ヶ月毎に支払う水道料金は、基本料金が五〇〇円(使用水量三立方分米を含む)に従量料金一立方分米当り一六五円(四立方分米から)に改正されました。

したがって、一三口径水道加入契約の方が一月に十立方分米の水を使用した場合の水道料金は、基

建設のあゆみ

2月～3月

完成した事業

- ① 校庭造園工事
上堺小学校
- ② 防火水槽新築工事
谷谷区内 40m³
- ③ 道路舗装新設工事
栗山南部区内線 1,457.0m
本町四所神社前線 316.5m
- ④ 道路排水整備工事
町原区内 96.1m
屋形宮前 5.0m
東町区内 136.6m
- 着工及び工事中の事業
- ① 上堺会館外構工事 39.0m
- ② 道路舗装新設工事
町道北清水新青区内線 503.0m
町道立合天王様前線 355.0m
町道南川岸区内線 465.0m
町道新島三島区内線 522.5m
町道大島団地入口線 150.0m
古川四社神社脇線 272.0m
- ③ 歩道舗装工事
横芝小学校前 76.0m
- ④ 道路排水整備工事
栗山区内 186.0m
木戸台区内 108.2m



横芝句会三月例会

- 土屋 栗水
- 石川 奇水
- 傘さして片手捌きや木の芽摘む
- 土屋 栗舟
- 摘むひとの代も替れり山椒の芽
- 成田 樺子
- 音たかく橋のひびけり戻り寒
- 斉藤ちくろ
- 木の芽和え嫁は姑をたよりけり
- 岡田 江涯
- 山椒の芽白きを愛でし豆腐かな
- 鈴木 南知
- 不器用にいづく初孫春炬燵
- 向後 雅子

曇り日の雨となりたる春炬燵
池田 和代

同じ血の通ふかんばせ春炬燵
三枝 句城

蛤汁の椀に芳し山椒の芽
木下石果子

春炬燵火を弱くして老夫婦
安井ゆづる

物売りに居留守を使ふ春炬燵
原 ひさし

妻の愚痴馬耳に東風春炬燵
林 義村

近道をして梅ヶ香に突きあたる
木下 孝子

一と間ならずべて用たる春炬燵
佐久間実枝子

浪人のがれ楽しき春炬燵

日時 五月六日(金)
兼題 「サングラス」「夏布団」

四月一日から引上

火葬炉使用料

火葬場の維持管理に必要な経費は、利用される人達の使用料と市町村の負担金で運営しています。

本料金五〇〇円に使用水量十立方分米から三立方分米を控除した七立方分米一、一五五円を加算した一、六五五円となります。

口径別の各料金は表のとおりです。

料金表

一、火葬炉使用料

区分	組合管内住民	その他
満十歳以上	七、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
満十歳未満	三、八〇〇円	七、六〇〇円
死胎	一、九〇〇円	三、八〇〇円
胞衣等	一、〇〇〇円	二、〇〇〇円

が、これに要する諸経費も年々増加しているため、火葬炉使用料が四月一日から、次(料金表)のように改定されました。